

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人妙心福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週に3日以上出勤する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける報酬及び賞与であり、費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等をいい、報酬等と費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 法人の役員に対して、職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 理事長及び常勤役員の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 200,000円
- (2) 常務理事 月額 250,000円

3 常勤役員には賞与を支給することとし、その額は、7月及び12月にそれぞれ報酬月額額の1.5ヵ月以内とする。

4 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤役員に対しては、報酬を支給しない。

### (職務の内容)

第4条 理事長及び常務理事は、次の職務を遂行することにより役員報酬を受け取るものとする。

- (1) 法人の財産管理、会計処理、人事業務など全ての指導監督、決裁業務
- (2) 法人運営のための施設の巡回、業務執行状況の指揮監督
- (3) 理事会・評議員会等の設営及び業務報告

### (職務の確認)

第5条 理事長及び常務理事は、法人の職務を行う都度、所定の勤務表に定められた事項を記載し、勤務実態が分かるように記録しておくものとする。

### (費用の支出)

第6条 理事会、評議員会、監事監査及び役員会に出席する役員及び評議員の費用弁償について、次のとおりとする。

- (1) 日当 3,000円
- (2) 交通費 1,000円

(3) 法人の施設から遠距離にある役員が出席する場合には、日当・交通費込みで10,000円とする。

- 2 法人は役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 3 役員及び評議員が法人業務で出張したときは、別に定める旅費規定に基づき旅費を支給する。
- 4 常勤役員には、通勤に要する通勤手当を支給するものとし、その計算方法は職員の給与規程の定めに準ずる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬、賞与及び通勤手当は、毎月10日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に予め決められた方法により支給する。

- 2 費用弁償については、その都度支給する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年7月1日から施行する。